

倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年5月29日(水) 13:02~14:00

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長
山下 力 副委員長
大国 正博 委員
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
浅川 清仁 委員
岩田 国夫 委員
高柳 忠夫 委員
山本 進章 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

証人 なし

傍聴者 16名

議 事

- (1) 文書調査照会について
- (2) 証人尋問について
- (3) 調査報告について
- (4) 今後の進め方について
- (5) 記録の提出について
- (6) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の傍聴者は、今のところ14名でございます。

それでは、協議事項に入ります。

初めに、文書調査照会についてですが、4月15日の第6回の当委員会における●●参考人の発言内容の確認におきまして、高田土木事務所に文書で照会しましたところ、お手元に配付しています資料1のとおり回答が参っております。高田土木事務所では、変更された図面は保存しているとの回答を得ており、参考人発言を確認しましたのでご報告いたします。なお、この図面については、後ほど記録の提出を請求したいと考えております。

次に、証人尋問についてですが、本日は平野クレーン工業株式会社の代表者の出席を求めています、本日も出席いただいております。また、欠席する旨の届け出も出ておりません。地方自治法第100条第9項において、正当な理由なく出頭を拒否した場合、議会は告発しなければならないとなっております。この件に関しましては、次回の委員会でご協議を願いたいと思います。

次に、十分な証言が得られなかったとして、書面で補充証言を求めておりました●●前技術管理課長補佐から、お手元の資料2の1のとおり補充証言の提出を受けましたので、ただ今の書面の提出をもって十分な証言が得られたとしてよろしいでしょうか。おおむね大きな変更点はございませんけれども、こういうふうに報告をいただいておりますけれども、これで十分な証言が得られたとしてよろしいでしょうか。(発言する者あり) そうですか。はい。

それでは、後ほどまたもう一度ご了解願いたいと思います。

それでは5日までに、後で申しますけれども、ご異論ございましたらその日までに、また事務局に申し出てください。

次に、調査報告書を取りまとめるに当たり、これまで証言していただいた各証人に対し証言内容の確認を行いましたところ、前環境政策課長の●●証人からお手元の資料2の2のとおり修正願いがありましたので、これを修正することといたします。

次に調査報告についてですが、前回、関係人の証言に係る問題点等を整理しました。今回、さらに骨子項目案及び調査結果と対応案に再整理しましたものが、お手元に配付の資料3です。お目通しいただきたいと思います。

それでは、副委員長からそのことについて説明をしていただきます。

○山下副委員長 委員長のご指名に基づいて、概要をこのようにまとめてはどうかというところでご提案申し上げます。

1つ、大きな課題として、倉庫解体工事の無届けについてという項目がございました。平野クレーン工業株式会社、株式会社山崎産業、県のそれぞれについて申し述べたいと思

います。

まず、平野クレーン工業株式会社については、建設リサイクル法第10条第1項に基づく届け出義務を知らなかったこと。また、株式会社山崎産業に任せっきりだったために届け出がなされなかったと考えられる。

2つ目は、国土交通大臣許可を受けている建設業者として、建設業に係る法令についての認識が低い。

3つ目は、当委員会への証言にも応じていないことは、社会的責任を果たそうとしていない姿勢ではないか。

4つ目には、土木部及び高田土木事務所との不適切な事象は見られなかったというところでまとめたいと思います。

次に、株式会社山崎産業についてでございます。5つ項目を紹介したいと思います。

1つ目に、建設リサイクル法第12条第1項に基づく、同法第10条第1項に係る事象の説明を発注者である平野クレーン工業株式会社に説明していない。また、同法第13条第1項に基づく請負契約に係る所要事項の書面記載、相互交付を行っていない。さらに建築基準法第15条第1項に基づく建築物の除去の届け出もしていない。その他、法令違反があり、法令遵守の意思が低いと言わざるを得ない。

2つ目には、数多くの解体工事の実績を有する建設業者であり、当初、建物の一部を残すため、リフォーム、改修だと思って届け出しなかった。あるいは、高田土木事務所から指摘されるまで解体とは分からなかった旨の発言は理解しがたいところである。

3つ目には、当委員会での証言内容があいまいで合理性、整合性が低く、また、文書処分の内容を記憶していないとする態度は誠実さに欠け、奈良県知事認可の建設業者としての社会的責任を果たそうとするものではない。

4つ目には、工期を踏まえ、仮設シートの設置や標識の掲示もなく、一貫して無届けのまま解体工事を行ったものであり、計画的な意図があったのではないかと思われる。

5つ目には、土木部及び高田土木事務所との不適切な事象は見られなかった。

次に、県の対応についてであります。

1つには、解体前の現場の状況が把握されていなかったことについてであります。

まず、歩道切り下げについて、道路法第24条に係る承認申請は3月から事前の協議が行われ、5月16日に承認されましたが、その時点で敷地内の建物の解体は推測できたはずである。また、14メートルという承認基準を超える幅の切り下げであるにもかかわらず

ず、組織として高田土木事務所が現場を確認するなどの対応が不十分であったことから、建物解体の予定に気づくことはなかった。

高田土木事務所内で意思疎通ができていなかったこと、また、所長も建設リサイクル法まで意識していなかったことから、現場状況の把握の機会を逃した。情報の共有がなされるべきであったのではないか。

大きく2つ目には、事情聴取の取り組みが不足していたことについてであります。

その1つは、第1回、第2回事情聴取で株式会社山崎産業、●●●●氏の無届けの理由の発言内容が異なったが、内容を追求していない。あるいは、提出された着工届出書等の資料について内容を確認していないなど、形式的に行われていた。

2つ目には、第1回事情聴取で、株式会社山崎産業の●●氏がレベル3の非飛散性のスレートである旨を回答し、アスベストに関する情報としてレベル3が共有されることになったわけではありますが、石綿障害予防規則第3条第1項に基づく事前調査の記録を確認していない。

その3つ目は、仮設シートをしなかった理由について、●●氏は通路との間に私有地が少しあったためとの内容の回答をしていましたが、現場の状況からは理解しにくい発言であったにもかかわらず、真意を追求してこなかった。

その4つ目が、解体の実態を明らかにするとしながら、解体の工事過程の実態とその裏づけに迫っておらず、建設リサイクル法等の関係法令の違反行為に対する行政のあるべき対応が不足している。

業者も高田土木事務所も経験したことのない規模の建物の無届け解体であるにもかかわらず、通常に対応しかしておらず、総じて解明しようとする認識が低かったと言わざるを得ません。

3番目の問題は、立入検査の取り組みが不足していたことについてであります。

その1つは、高田土木事務所は、平野クレーン工業株式会社の●●氏は事情をよく理解していないことは把握しておいたはずであり、●●氏だけの立ち会わせをさせても解明できることは少ないことは当初から理解できたはずであり、建設リサイクル法違反での立入検査とはいうものの、形式的に過ぎるものであったのではないか。また、1年経過後の立入検査であり、この時点で建物の状況把握を行わざるを得なかったことについては、猛省すべきでありましょうと。

その2つ目は、景観・環境保全センターとの合同検査については、通常、土木事務所に

届け出があった場合、景観・環境保全センターへ連絡がなされており、立入検査として検査も可能であったところであり、アスベストに対して関係部局と連携して対応しようという考えが低かったということでもあります。

その3つ目は、無届け事案に係る立入検査というのが、無届け事案についての重大さの理解が浅く、究明の度合いも低かったと。

4番目には、提出された書類を検証していないことについてであります。事情聴取や報告書等、当事者から提出された資料について検証しておらず、指導が無意味なものとなっており、行政行為そのものが形骸化していると言わざるを得ない。例えば、2回目に出された、出し忘れていたと主張しておった届出書、あるいは法に基づいてなされた事情聴取、報告書に基づく事情聴取の報告書、あるいはまた契約書にかわるものとして株式会社山崎産業が主張した見積書等々についてであります。

5番目の問題として、土木事務所内の連携不足についてであります。

歩道切り下げに係る道路法第24条に係る承認申請は、3月から事前の協議が行われており、その時点で建物の解体は推測できたはずであり、高田土木事務所での意思疎通ができていなかった。また、総括的に判断し、管理すべき所長も建設リサイクル法まで意識しておらず、現場状況の把握の機会を逸した。情報の共有がなされるべきであったのではないかと。

6番目には、事務が大幅に停滞したことについてであります。

第2回の事情聴取後、平成24年5月31日まで約1年間、何ら事務がなされておらず、放置されていた。これは、この問題の本質がつかめず、重要性の低い問題とされていた。また、建設リサイクル法のみならず、諸法令違反に関しての意識が低い状態にあり、土木事務所内での問題意識もなかったのではないかと考えられている。一般的に届け出という事務の扱いについて、土木事務所では軽い扱いになっておったようで、そういう傾向がございます。

さらに、対応をおくれさせたことは、当該業者のみならず、奈良県の土木行政全般にわたり悪影響を及ぼしたのではないかと懸念されています。現に、届出書を第三者が出す場合、行政書士、あるいは建築士の資格のない人は委任状を持たなければならないと、これはもうさまざまな書類の提出の常識なのでございますけれども、この解体にかかわる届出書の届けは、奈良県下すべての土木事務所ですうはなっておらず、委任状なしで事務の受け付けをやっている、現在も行っているということが続いております。

さらに、平成24年2月議会で取り上げられ、土木部として十分認識できたにもかかわらず、土木部として組織的な対応はなかったこと。

7番目の問題として、実効性の低い処分であったことについてであります。

建設リサイクル法は直罰主義であります。本事件は、無届けで解体工事が完了しており、解体途中で行政指導を行い是正させる場合とは意味合いが大きく異なるものであります。

また、建設リサイクル法違反及び建設業法違反により、平野クレーン工業株式会社及び株式会社山崎産業を行政指導に基づく文書処分をしているが、株式会社山崎産業は内容を把握していない状況。それは、証人として出てきたときの証言で明らかであります。

8番目の問題として、歩道切り下げの工事についてであります。

14メートルという極めてまれな承認申請であるにもかかわらず、現場を確認したかどうか不明であったこと、事前の打ち合わせの中で現場で立ち会っていたことが判明した。しかし、直接の上司には報告されておらず、高田土木事務所管理課内において組織的に必要な意思疎通がなされていないという実態が見え、事務所全体にも同様の状態があったものと考えられる。

当該地は小学校、幼稚園の通学路であり、より慎重な対応がなされるべきであった。

さらに、切り下げ工事完了時において、工事着手届、工事竣工届が提出されておらず、承認の際に付した条件が何ら効力のあるものにはならず、いわば言い放しの状態であり、行政の信頼度、実効性を失わせている。

さらに、竣工に係る検査について現場での確認は義務づけられておらず、添付された写真での検証も可能であり、曖昧な対応を生じさせているということでもあります。

平野クレーン工業株式会社、株式会社山崎産業その他第三者との不適切な事象は見られなかったというところかと思えます。

これらの対応策でございます。

1つには、県は、職員並びに所管する建設業者に対して、建設リサイクル法、建設工事に係る法令等の周知徹底を図ること。

2つに、県は建設リサイクル法第10条第1項に基づく届け出義務違反に対して、厳正に対応すること。

3つには、株式会社山崎産業は多数の法令違反があり、従前より解体工事がずさんな状態で行われていたことが推測されるので、県は建設リサイクル法第37条に基づき、株式会社山崎産業が県内で行った解体工事に係る業務または工事施工の状況について検査し、

その実態を把握し、厳正に対応すること。

4つには、県は職員が確実に業務を遂行するために業務遂行体制を見直し、県行政の信頼の向上に努めること。その1つは、県は、土木事務所各課を通じて情報の共有、連携の強化を図ること。2つには、県は、本事案を県の組織全体の問題として取り組み、部局横断のマニュアルを作成するなどして確実な業務遂行を行うこと。3つには、県は、検査については目的を明確にし、建設リサイクル法の検査に係る手法を駆使して、所期の目的を達成するよう取り組むこと。

5番目の対応案としては、県は、本事案を踏まえ、悪質な事象については予防的意味を込めて厳正に対応すること。

以上が、無届けにかかわる整理でございます。

次に、アスベスト等の建設資材の適正な処分についてまとめて提案します。

平野クレーン工業株式会社についてでありますけれども、クレーンを使用して建設工事に従事することを主たる業務としている企業であり、アスベストについて全く知らなかったとは言いがたいのではないかと。

2つには、建物の解体工事、歩道切り下げ工事の当事者であるという認識がなく、アスベストの危険性を認識しようとする意識も低いと考えられる。

3つ目に、土木部及び高田土木事務所との不適切な事象は見られなかった。

次に、株式会社山崎産業についてであります。

建設リサイクル法第13条第1項に基づく分別解体等の方法、解体工事に要する費用、その他の主務省令で定める事項を記載した書面の相互交付、同第18条第1項に基づく発注者への再資源化の完了報告を行っていない。また、同法第33条に基づく解体現場での標識の表示等が確認できていない。

2番目には、石綿障害予防規則第3条第1項に基づく事前調査に係る記録がない。

3番目には、土木部及び高田土木事務所との不適切な事象は見られなかった。

次に、県の対応についてであります。

1つには、現場の状況を確認していないことについてであります。

スレートを処分場で処分するまでの間、保管されていたというスレートを確認しておらず、物的証拠のない本事案において実態を把握できないものにしてしまった。

2番目には、関係する部局間との連携不足についてであります。

そのうちの1つは、景観・環境保全センターとの合同検査については、通常、土木事務

所から景観・環境保全センターへの連絡がなされています。土木事務所と景観・環境保全センターとの連携により、無届け解体に基づく立入検査として検査できたところであり、アスベストに対して関係部局と連携して対応しようということが極めて不十分であった。

2番目には、無届け事案に係る立入検査というけれど、無届け事案に対する重大さの理解、究明の深度が浅い。営業所等への立ち入り、書類等の点検も必要であった。

3つには、景観・環境保全センターと現場検証することは可能であったことから、実施されておればアスベストに係る不安は除かれたかもしれないし、逆に、アスベストの存在を確認し、その後の対応を迫られたかもしれないが、いずれにしても存在の有無は確認できたのではないかと考えられる。

3番目に、アスベストに係る危機意識が低いことについてであります。

そのうちの1つは、レベル3という情報を検証せずに共通情報としていたこと、保管されていたとされるスレートを確認していないこと、手ばらしで破碎されずに処理されたという業者の供述をもって法的に問題なしとしていることは、何ら県の確証に立脚せず、根拠のない論理でしかない。レベル3も、あるいは手ばらし等々の問題についても業者の供述だけが唯一の証拠になっています。それを裏づける写真、あるいは現実を見た人の証言もございません。ただ、供述のみであります。

2つ目には、現場確認の不足、事情聴取の取組不足、立入検査の遅滞、部局間連携の不足等からアスベストに対する危機意識が低いと言わざるを得ず、猛省を促したい。

平野クレーン工業株式会社、あるいは株式会社山崎産業その他第三者との不適切な事象は見られなかったと。

そこで、アスベストに係る対応策でございますけれども、1つに、県は、職員に対しアスベストについての研修を実施すること。

2つには、県は、アスベスト問題は組織全体の問題として取り組むこと。そのために、部局横断的なマニュアルを作成し、常に情報を共有し、迅速に対応できる仕組みを作ること。

3つには、法令遵守を徹底させるため、関係する業者の業務または工事施工の状況について点検し、厳正に対応すること。

以上が、調査の内容結果に踏まえた対応策の提案でございます。

○井岡委員長 それでは、ただいま副委員長から説明していただきましたが、ご意見等がありましたらご発言願いたいと思います。ございませんか。

○太田委員 先日、証言のまとめの中で、土地建物売買契約に係る重要事項の説明というのが義務づけられているということですがけれども、結局それが有限会社乾ホームの証言の中ではアスベストの調査をしていないということと、あと平野クレーン工業株式会社も、結局社長はここにおいでになられないので、その本意はわからないのですが、●●さんの方からのお話では、役員も社員も説明を受けていないと。こういう一方で、この建物土地売買契約にかかわる重要事項が引き継がれていなかったというところにも一つ大きな問題があったのではないかと思うのですがけれども、その点についてはこの報告では記述がないのですがけれども、まとめではあるのですがけれども、それも一つ重要な今回のことを招いた一つの原因ではないかとは思いますが、いかがでしょうか。

○井岡委員長 重要事項説明書には、アスベストの調査はしているか、していないかだけを問われる項目があります。それに対して、有限会社乾ホームは、アスベストの調査は、この物件にはしていないという、調査報告書にそう言われておりますし、また、双方の重要事項説明書の最後で、説明を受けていても受けていなくても最後でサインをしておりますので、平野クレーン工業株式会社さんが。となると、調査をしていないということを受ただけで法律違反は成立しないと。いろいろ協議しましたがけれどもそういうことで、決してアスベストの調査をしなければいけないというまでの法律ではないのです。

○太田委員 そしたら、アスベストが含有してたということを報告しなければならないと、これはそういうことになっているけれども、そもそもその調査をしていなかったということになるということですか。

○井岡委員長 はい、調査をしているかないかだけの重要事項説明書に記入する欄がございまして、それが一番の大きなこととございますので、別に調査をしていないということとで双方が言っているし、平野クレーン工業株式会社さんも了解していることなので、それ以上、していないというものに対してどうこうということは、宅地建物取引業法上できないものでございましたので、その部分はちょっと確証は得なかったということと。平野クレーン工業株式会社がサインしておられるものですので。それでよろしいですか。

○太田委員 はい。

○高柳委員 確認です。資料3の2ページ下から5行目、山下副委員長の説明の中で、大気汚染防止法によるとは言わずに、はしよって立入検査と述べたのですがけれども、5ページのところと同じような表現で、5ページの方が正しいわけですね、その確認です。

○井岡委員長 もう一度言ってください。

○高柳委員 2ページの5行目。

○山下副委員長 大気汚染防止法によりますと、レベル3云々の問題では、環境担当は現場に立ち入ることはできないという法律になっております。そのことについて、さまざま地方から政府に対する要望があり、今国会でその部分の改正がなされるようで、今まではっきりしていることは、要するにレベル1、2のみならず、アスベストにかかわっての取り扱いについて、発注者責任を明らかにしているということ、さらには、立ち入りがもっと簡単にできるような、容易にできるような、そういう法律に変えようという流れで審議がなされているとの報道を得ているところであります。

そういう意味で、今回、実は届出書の中にスレートがあるという記述があった場合に、県ではその届け出を受けた土木事務所から景観・環境保全センターに連絡することになっています。そうして連絡を受けたときに、景観・環境保全センターはその石綿スレート等のことについて現場を確認すると、こういう取り決めがあって、それは大気汚染防止法ではなしに、建設リサイクル法の範囲の中でも、要するに環境部門が現場に立ち入ることのできる、そうした協約を奈良県の土木事務所と景観・環境保全センターではしておったようでございますけれども、実は、この事案でわかったことは、そのことを知っている人は、そのことを経験して対応したその人に限るわけです。個人に限ってしまうわけです。同じ部署の、土木事務所の中で同じく対応している人でも、一方は知らない、一方は知っている、これは環境部門でもそうなのです、知っている人と知らない人がいる。そういう、非常に徹底されていないような状況が明らかになっているところであります。

今、言ってるところは3ページでも5ページでも同じこととございまして、協定に基づいてきちんと知らせておれば、環境部門もアスベストの関係で現場に立ち入ることができたはずではないかと。もっと言えば、一緒にやればいいではないか、立入検査の際にも呼んでいいではないかと、こういうようなこととございまして、大気汚染防止法による立入検査ではなしに、建設リサイクル法に基づく立入検査が可能であるということを書いているところであります。ですから、5ページの記述が正しいです。

○井岡委員長 よろしいですか。

○高柳委員 はい。

○井岡委員長 ほかに何かございませんでしょうか。もし、またこの項目持って帰っていただいで、6月5日までに議事課まで申し出ていただいても結構でございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまのご意見等を踏まえて、また6月5日までの意見も踏まえまして調査報告書案の作成に向けて取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の進め方についてですが、先ほど山下副委員長から説明ありました骨子項目案及び調査結果の対応案についてご協議いただきましたが、もし、その他の意見がございましたら、6月5日までに事務局議事課まで申し出てください。

それと、先ほど●●前技術管理課長補佐から書面で提出された資料2の2についても、同じように6月5日までに事務局議事課まで申し出ていただきますようお願い申し上げます。

それでは、次回の委員会では、この調査報告書案をもとにご協議いただき、その次の6月24日の委員会で調査報告書を、開会日の午前中でございますけれども、取りまとめたと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、記録の提出についてですが、資料4のとおり県土マネジメント部道路管理課に●●参考人が提出された図面を、また、県土マネジメント部技術管理課に平野クレーン工業株式会社が平成25年3月に行いました解体工事に係る届出書などの提出を求めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 それでは、議長から記録の提出を求めていただきます。

その他の事項に入ります。何かその他事項、何かございませんでしょうか。

○川口委員 私の発言が会議の進行順序の後先になったかもわかりませんが、いろいろこの調査にまつわって、うわさなどいろいろな形で広まってきました。私にかかわっている内容もありますし、井岡委員長にかかわっている内容もあります。これはお互いうわさは不実として、やっぱり明らかにしておきたい、こういうふうに思うわけです。

まず、私にかかわってですけれども、広陵町で街頭宣伝車が回されたようです。それは去年の春ですかね、私に知り合いから連絡があって、このアスベストにかかわっての無届けね、先生、あんたにかかわってはりまんのか、こういうことです。何でやな、われはそんなこと、広陵町のことまで知らんわなってね。というのは、宣伝車で、この背景には川口という黒幕がおるといふ宣伝が随分となされたようであります。悪意を込めてであろうとは思いますが、当時はどういう発言があったかどうか知りませんが、聞いた人から聞かされた話ですから、適切な表現ではなかろうとは思いますが、私がかかわっていると。

政治家の関与という話題、この委員会設置にかかわっても提起をされてまいりました。そういうことで、全くもって私は、これには一切存じ上げない内容だということで申し上げておきたい。

なお、これも井岡委員長に対するある種のうわさだと思いますけれども、この工場ですね、解体された工場の土地ですか、建物か知りませんが、田原本町に井岡不動産というのがあると。それで、井岡不動産がこれを入手しようとしたけれども、入手しそびれたと。しそびれたから、それに対するふんまんて井岡委員長がこの問題を取り上げ、森川県議会議員に出したと。こういううわさも、私もこれを聞き流しはしておりましたけれど、いずれにいたしましても政治家の関与、もうしきりに言われております。

きょうのこの報告も、副委員長から読み上げていただきましたが、そういう関心にかかわってこの委員会の設置をされた、いわば思いというのが非常に強かったはずでございますが、この表記では、そういったもろもろのうわさや、あるいは先入観、こういうものを払拭させるような形で、記述にはなっていないと、こういうことを、一言、私自身のうわさにかかわっている不実を、思いを申し述べておきたいと、こういうふうにまあ思うわけです。

それから、この委員会設置にかかわって各派連絡会が行われた。各派連絡会で提案がなされた。その際に出されている内容を、私はメモを思い起こしとるわけですが、なぜ無届け解体なのか、不動産の評価が倍増していることと関係があるのか。2つ目には、児童生徒の通学路であることへの配慮が一切なかった。もしアスベストの飛散があったとしたら、どこに責任があるのか。3つ目に、アスベスト被害を防ぐための体制がなきに等しい行政の怠慢を明らかにすると、こういう提起があったというように、私は会派の会議で連絡をいただきました。こういった内容等についても、やっぱりしっかりと、この委員会はその中身をまとめるべきであろうということを提起をしておきたい、このように思います。以上。

○井岡委員長 これ、私も弁明しておいた方がよろしいですかね。

この物件に関して、事前から情報も入手しておらないし、一切この事件が起こるまではわかりませんでしたし、そういう情報も流れておりませんでしたので、私はそういうことは一切ないと思いますけれども、うわさは飛んでいたのは確かでございます。最近飛んでいます。

○山下副委員長 今の川口委員の発言にかかわって、当初の委員会立ち上げの各派連絡会

での私からの提起についての質問はありました。確かにそういう観点から、この問題についての百条委員会の設置を私は要求いたしました。実際の話、限度額という形で示されます不動産の価値が、3月31日の時点で9,000万円で売買されたものが、5月19日の時点で1億8,000万円になっているということについては、やはり率直にだれもがそれを聞いた、あるいは知ったものは不思議に思うわけでありまして。そこへこの無届け解体の問題があります。無届け解体というのは、要するに無届けがなぜ起こったのか。率直に私が問題意識したのは、8トンにも及ぶ石綿スレートを、それを押し隠すために無届けで解体したのではないかと、私は率直に疑問を持ちましたし、この間の当委員会設置以後の調査でも、あるいはそれ以前の私自身の個人的な調査でも、そのことについて追及してまいりました。まずは、6月12日にもう少しわかりやすく提起しようと思っておりますけれども、この無届け解体と、8トンにも及ぶ石綿スレートの取りはずしの問題、存在しておったこと。さらに、通学路に100メートルも接近しながら、防じんシートの養生もしなかった、あるいは湿潤化対策をしなかった、そういうことは何なのか。あるいは、これはもう、建設業者ならどんな仕事をして、その仕事の現場、営業所に、工事中の標識を出さねばならないのです、どこが工事をしているかと、その標識すら出さない。要するに、表に目立つものを皆隠してやった。これは、やはり私はこの間の審査の結果として、8トンにも及ぶ石綿スレートの存在と無関係ではなかった、密接にかかわりを持ってきたと確証していますし、株式会社山崎産業はあれこれ手練手管を使って言いわけをしてまいりましたけれども、最初から最後まで無届けで解体するという彼の強い意思が貫徹されて、何一つ証拠も残さずに無届け解体がなされた。ここは、もうこの間の審査の中で、証人調べも含めまして明らかになっていると思っています。我々はそのことを通して何を学ぶのか、何を教訓として引き出すのかについて、6月12日にまとめて委員会の総意として決すればいい。

ただ、不動産がなぜ倍になったのかわかりません。そんなことを審議する審議の権限は、私たち百条委員会に付与されているわけでもありませんし、この百条委員会の中でそのことが究明されることが大事でも何でもありません。そのことについては、また別途、警察なり税務署なり、さまざまな機関がそれなりに自分たちの職務を通してご関心を持っていただければ、それはそれで結構かと思うのですけれども、我々は所期の目的をきちんとこの調査特別委員会で明らかにしていって議会に提案し、そして県民に説明していくと、こういうことだけではなかろうかと思っております。以上です。

○井岡委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

○岩田委員 今のアスベストの、山下副委員長の思いでそういう提起をしたということで。それで、県の技術管理課、この調査に出された環境政策課、廃棄物対策課の3課が前に出されたものでは、アスベストの解体について、石綿スレートが解体に伴い破壊された事実は確認できなかった。アスベストの運搬処分について、石綿スレートはマニフェスト及び最終処分業者の帳簿で、他のものと区分して破壊されずに最終処分場で埋め立て処分されたことが確認されたという報告は、私のところも皆行っていると思います。今となつては、その今言われるように、無届けがどういう意図を持ってしたのかということと、まあまあ現実は無届けでやったのだけれど、その後、3つの課が調査した結果、マニフェストとスレートがあった量等かんがみたら、最終処分場で埋め立て処分されたのではないかということ、この報告どおり私自身はとっているわけでありまして。

それともう一つ、こういつて百条委員会やる中で、きょうも傍聴の人もたくさん来ておられますけど、やはり起こった原因を当然追及していく。そして、また今後そういうことにならないようにやっていくということもまあ大事であるけれども、変に、埋め立て処分をされたマニフェストを見る限り、これが信用できるだろうという結果が県の3課からまあ報告来ているわけですから、私としては、余り住民をあおるようなこともいがかかなことかと思うわけです。究明とこれからをそういうことのないようにということは、大事なことではあると、そんなことを思います。まあ6月12日に、また私の思いを述べさせてもらって、今のことに関して、一つだけ言って。

○川口委員 委員長、副委員長、立って発言を願いたい。

○山下副委員長 今、岩田委員から出された質問にお答えしたいと思います。

まずは、技術管理課からの報告をちゃんとお読みいただきたいと思います。で、技術管理課は、解体の手順に不都合はなかったという報告しかしていません。現場を立入検査したとしておりますけれども、現場からは、アスベストにかかわる問題は、あの残滓といえますか、残砕といえますか、そうしたものは出ていません。1年後に、1年たってから出ることはないというのは、これは環境部門の客観的な判断です。例えば、無届け解体がわかった時点で調査に入り、そして水を流すその枡等々を調べたところ、出たという検査は今までに全国で何カ所か言われていますけれども、それも1カ年たって同じような調査をしたとしても、それは出てこない。

そして、技術管理課の報告をちゃんとお読みいただきたいんですけれども、手ばらして

スレートを外した、だから壊してないのだと言っているのです。8トンにも及ぶ石綿スレートがございました。石綿スレートはとめてあるわけですから、その金具を外します。外すときに金具がさびているケースが多々あるわけです。その場合に、無理やり金具を外したときにばらけるわけです。スレートが湿潤化されて一切のほこりをたてない間はレベル3でございますけれども、湿潤化されないままでばらすときに壊れたりするとレベル2にもレベル1にもなることは、これは技術管理課長も明らかにしているところでありまして、石綿スレートが保管されているという報告を5月17日に受けているわけでありましてけれども、●●課長補佐が高田土木事務所の●●建築課長に、その管理されたものを写真で押さえておいてほしいと言ったけれども、実は写真が撮られていないことは、この間の当委員会のやりとりでも明らかになっています。岩田委員、県の調査では、手ばらししたら絶対に壊れることはないということでございますけれども、去る1月か2月に、高田土木事務所で土木事業にかかわってスレートをたたき割った。そのことについて通報があったら、たたき割られたその破片が川の中に落ちておった、そういう報告がありました。そのように、たたき壊されて粉が出ますと、これはレベル2、レベル1の領域にまで発展するのがこのアスベストの厄介なところです。

ですから、はっきりしていることは、この間の資料の提供やあるいは証言の内容から明らかになっていることは、この解体を通して、だれも何も見ていない。株式会社山崎産業の●●氏の証言に基づいて、解体されたものはすべて手ばらしでされた。しかし、湿潤化していないこと等は彼も県の事情聴取の中で述べていますから、そのことも含めて県が明らかにした、もうこれ以上何もないのだというけれども、実際に何も明らかにすることができなかった。レベル3って言っているのは、その株式会社山崎産業の現場責任者である●●氏の証言の内容だけです。手ばらしでしたというのも、その人の証言だけです。それを客観的に証明する、通常、工事中の写真とか、あるいは第三者の証言をとるわけでありましてけれども、そんなことは一切ございません。ですから、我々は、手ばらしの手順については説明を了とするけれども、実際には養生しなかったのはなぜかと。100メートルも通学路と接近しながらなぜかと言うたら、●●氏は県の事情聴取のときでは、ここでの証言でも求めましたけれども、県に対してはこう言ったのです。養生する、要するにポールを立てる場所もなかったのだと、私有地がその間にあったのでということで言い逃れますけれども、それを聞いてる●●課長補佐が、実は現場を全然知らないのです。知らないですから、ああ、そうですかで聞き流していましたから、証言に出てもらった折に●●

に聞いたら、そんなことを述べましたかと、記憶にございませんと言って逃げるのですよ。ですから、そういう意味では養生もしなかった、湿潤化もしなかった。そして、彼らの証言だけしか実際に明らかになっている分野はないのです。ですから、この問題について証拠を一切隠すために、写真も記録もすべてないと、ないないづくしで通してきた。それはなぜかと、それはまた6月12日に提案したいと思えますけれども、そういう意味では、岩田委員、県の技術管理課、あるいは環境部門の諸君も、この事案にかかわっての証拠を何一つ見つけれられていないのです、見つけていないのです。何も明らかにされていない、できていないということで了承してもらいたいと。

一つだけ事実のものがああります。それは最終埋立地、御所市の埋立地で埋めたというのは、これは景観・環境保全管理センターがマニフェストを記録していますから、それに合致しているということだけでございまして、18日の日に持ち込んだ、その処分のことだけが明らかになっているだけでございます。

○岩田委員 今、るる説明をしていただきましたが、私は技術管理課、環境政策課、廃棄物対策課がこの委員会に提出されたのが、今、最後に言われましたが、量と石綿スレートがマニフェストで最終処分場で埋め立て処分されたと、マニフェストと量とが合っているから確認された。これも、実際言うたら、それは今言われるように疑わしいかもとどうか、本当に確認はできてない。けれど、この3つの課が言うた、その石綿、量とマニフェストを見たら、最終処分場で埋め立てされたということを信用せざるを得ないと、僕もそういうぐあいと思うから、そう言うているだけの話。ほかのことは僕もいろいろ思いありますので、6月12日の日に言わせていただきます。僕はこの書類だけを言うているだけのことですから。

○井岡委員長 ほかに何かございせんでしょうか。

なければ、次回の開催ですが、6月12日水曜日、午後1時から開催いたします。

そして、その次の委員会は6月24日月曜日、午前10時30分から開催いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日の委員会を終わります。